

令和2年2月21日 招集

令和2年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 令和2年2月21日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市教育委員会事務局人事について）	1
第4	議案第5号	門真市立図書館条例の全部改正の申出について	3
第5	議案第6号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	7
第6	議案第7号	門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	10
第7	議案第8号	門真市立図書館協議会条例等の一部改正の申出について	13
第8	議案第9号	門真市立文化会館条例の廃止の申出について	37
第9	議案第10号	令和元年度教育費補正予算の見積り申出について	39
第10	議案第11号	令和2年度教育費当初予算の見積り申出について	45
第11		諸報告	53

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

人 事 異 動 表

令和2年1月24日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
(課長級) まちづくり部地域整備課参事(兼任) 教育部参事(生涯学習複合施設整備推 進担当)	見通 秀一	まちづくり部地域整備課参事

議案第5号

門真市立図書館条例の全部改正の申出について

門真市立図書館条例（昭和51年条例第34号）の全部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、門真市立図書館に指定管理者制度を導入するとともに、令和2年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立図書館条例

門真市立図書館条例（昭和51年門真市条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置等）

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図書館」という。）を門真市新橋町3番4―101号に設置する。

2 図書館に次の分館を置く。

名称	位置
門真市立図書館門真市民プラザ分館	門真市大字北島546番地

（事業）

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第3条各号に掲げる事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第4条 図書館に館長、分館長その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

第5条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

区分	開館時間
門真市立図書館	午前10時から午後7時（日曜日にあつては午後5時、土曜日にあつては午後6時）まで
門真市立図書館門真市民プラザ分館	午前10時から午後7時まで
備考	門真市立図書館のうち参考資料室の利用時間は、午前10時から午後6時（日曜日にあつては、午後5時）までとする。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
門真市立図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。） (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月4日までの日 （(1)に掲げる日を除く。） (5) 特別整理期間
門真市立図書館門真市民プラザ分館	(1) 木曜日 (2) 毎月第4金曜日 (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日 （(1)に掲げる日を除く。） (4) 特別整理期間

(損害賠償)

第7条 利用者が図書等又は図書館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、現物又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業のうち、市長が定める業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
） 略		） 略	
		門真市子ども読書活動推進計画審議会	門真市子ども読書活動推進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
） 略		略	
門真市結核対策委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る結核検診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する事務	（仮称）門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会	（仮称）門真市立生涯学習複合施設設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市心臓検診委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る心臓検診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議に関する事務	略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
） 略		） 略	
<u>結核対策委員会委員</u>	<u>日 8,400円</u>		
<u>心臓検診委員会委員</u>	<u>日 8,400円</u>		
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第7号

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

大阪府の臨時的任用職員の給料の改定に伴い、本市の任期付市費負担教員の給料の改定を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>158,700</u>	1	<u>153,100</u>
2	<u>160,200</u>	2	<u>154,600</u>
3	<u>161,700</u>	3	<u>156,100</u>
4	<u>163,200</u>	4	<u>157,600</u>
5	<u>164,900</u>	5	<u>159,300</u>
6	<u>166,800</u>	6	<u>161,200</u>
7	<u>168,600</u>	7	<u>163,000</u>
8	<u>170,400</u>	8	<u>164,800</u>
9	<u>172,200</u>	9	<u>166,600</u>
10	<u>174,200</u>	10	<u>168,700</u>
11	<u>176,200</u>	11	<u>170,700</u>
12	<u>178,100</u>	12	<u>172,700</u>
13	<u>180,000</u>	13	<u>174,700</u>
14	<u>182,200</u>	14	<u>176,900</u>
15	<u>184,400</u>	15	<u>179,100</u>
16	<u>186,600</u>	16	<u>181,300</u>
17	<u>188,800</u>	17	<u>183,600</u>
18	<u>191,400</u>	18	<u>186,200</u>
19	<u>193,900</u>	19	<u>188,700</u>
20	<u>196,300</u>	20	<u>191,200</u>
21	<u>198,800</u>	21	<u>193,700</u>
22	<u>200,500</u>	22	<u>195,400</u>
23	<u>202,100</u>	23	<u>197,100</u>
24	<u>203,800</u>	24	<u>198,800</u>
25	<u>205,300</u>	25	<u>200,300</u>
26	<u>205,300</u>	26	<u>201,900</u>
27	<u>205,300</u>	27	<u>203,300</u>
28	<u>205,300</u>	28	<u>204,900</u>

改正後		改正前	
く 略		く 略	
<u>126</u>	<u>311, 100</u>	—	—
<u>127</u>	<u>311, 300</u>	—	—
<u>128</u>	<u>311, 500</u>	—	—
<u>129</u>	<u>311, 700</u>	—	—
<u>130</u>	<u>311, 900</u>	—	—
<u>131</u>	<u>312, 100</u>	—	—
<u>132</u>	<u>312, 300</u>	—	—
<u>133</u>	<u>312, 500</u>	—	—
<u>134</u>	<u>312, 700</u>	—	—
<u>135</u>	<u>312, 900</u>	—	—
<u>136</u>	<u>313, 100</u>	—	—
<u>137</u>	<u>313, 300</u>	—	—
<u>138</u>	<u>313, 500</u>	—	—
<u>139</u>	<u>313, 700</u>	—	—
<u>140</u>	<u>313, 900</u>	—	—
<u>141</u>	<u>314, 100</u>	—	—
<u>142</u>	<u>314, 300</u>	—	—
<u>143</u>	<u>314, 500</u>	—	—
<u>144</u>	<u>314, 700</u>	—	—
<u>145</u>	<u>314, 900</u>	—	—
<u>146</u>	<u>315, 100</u>	—	—
<u>147</u>	<u>315, 300</u>	—	—
<u>148</u>	<u>315, 500</u>	—	—
<u>149</u>	<u>315, 700</u>	—	—
<u>150</u>	<u>315, 900</u>	—	—
<u>151</u>	<u>316, 100</u>	—	—
<u>152</u>	<u>316, 300</u>	—	—
<u>153</u>	<u>316, 500</u>	—	—
<u>154</u>	<u>316, 700</u>	—	—
<u>155</u>	<u>316, 900</u>	—	—
<u>156</u>	<u>317, 100</u>	—	—
<u>157</u>	<u>317, 300</u>	—	—

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号

門真市立図書館協議会条例等の一部改正の申出について

門真市立図書館協議会条例（昭和52年門真市条例第16号）等の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例

(門真市立図書館協議会条例の一部改正)

第1条 門真市立図書館協議会条例(昭和52年門真市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 1 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから <u>市長</u> が任命する。 (1)~(4) 略	(組織) 第2条 1 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから <u>門真市教育委員会</u> が任命する。 (1)~(4) 略
(委任) 第4条 協議会の運営に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、 <u>規則</u> で定める。	(委任) 第4条 協議会の運営に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、 <u>門真市教育委員会規則</u> で定める。

(門真市立歴史資料館条例の一部改正)

第2条 門真市立歴史資料館条例(昭和63年門真市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第4条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	(委任) 第4条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。

(門真市立公民館運営審議会条例の一部改正)

第3条 門真市立公民館運営審議会条例(平成12年門真市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 1 略	(組織) 第2条 1 略

改正後	改正前
<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>門真市教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

(門真市立青少年運動広場条例の一部改正)

第4条 門真市立青少年運動広場条例(平成17年門真市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に運動広場の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 前条の規定により指定管理者に運動広場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認める業務</p> <p>(開場時間)</p> <p>第4条 運動広場の開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて運動広場の開場時間を変更することができる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 <u>門真市教育委員会</u>(以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に運動広場の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 前条の規定により指定管理者に運動広場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める業務</p> <p>(開場時間)</p> <p>第4条 運動広場の開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて運動広場の開場時間を変更することができる。</p>

改正後	改正前
略	略
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においても運動広場の利用を許可することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においても運動広場の利用を許可することができる。</p>
<p>(休場日)</p>	<p>(休場日)</p>
<p>第5条 運動広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>	<p>第5条 運動広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>
<p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p>
<p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p>	<p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p>
<p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p>	<p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p>
<p>(2)～(5) 略</p>	<p>(2)～(5) 略</p>
<p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>市長</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>委員会</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(<u>市長による管理の特例</u>)</p>	<p>(<u>委員会による管理の特例</u>)</p>
<p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が運動広場の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は</p>	<p>2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が運動広場の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又</p>

改正後	改正前																																																						
<p>一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は運動広場の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は運動広場の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第4条から第8条まで、第10条及び第11条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																																						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第4条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td><u>市長</u>の承認を受けて運動広場の</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5条</td> <td>指定管理者</td> <td><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td><u>市長</u>の承認を受けて休場日に</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6条、第7条、第8条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8条第2項</td> <td><u>市長</u>及び指定管理者</td> <td><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td>第10条</td> <td>指定管理者</td> <td><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第4条第1項	指定管理者	<u>市長</u>	<u>市長</u> の承認を受けて運動広場の	略	第4条第2項	指定管理者	<u>市長</u>	第5条	指定管理者	<u>市長</u>	<u>市長</u> の承認を受けて休場日に	略	第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	<u>市長</u>			第8条第2項	<u>市長</u> 及び指定管理者	<u>市長</u>	第10条	指定管理者	<u>市長</u>	略			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第4条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td><u>委員会</u></td> </tr> <tr> <td><u>委員会</u>の承認を受けて運動広場の</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td><u>委員会</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5条</td> <td>指定管理者</td> <td><u>委員会</u></td> </tr> <tr> <td><u>委員会</u>の承認を受けて休場日に</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6条、第7条、第8条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td><u>委員会</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8条第2項</td> <td><u>委員会</u>及び指定管理者</td> <td><u>委員会</u></td> </tr> <tr> <td>第10条</td> <td>指定管理者</td> <td><u>委員会</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第4条第1項	指定管理者	<u>委員会</u>	<u>委員会</u> の承認を受けて運動広場の	略	第4条第2項	指定管理者	<u>委員会</u>	第5条	指定管理者	<u>委員会</u>	<u>委員会</u> の承認を受けて休場日に	略	第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	<u>委員会</u>			第8条第2項	<u>委員会</u> 及び指定管理者	<u>委員会</u>	第10条	指定管理者	<u>委員会</u>	略		
第4条第1項		指定管理者	<u>市長</u>																																																				
	<u>市長</u> の承認を受けて運動広場の	略																																																					
第4条第2項	指定管理者	<u>市長</u>																																																					
第5条	指定管理者	<u>市長</u>																																																					
	<u>市長</u> の承認を受けて休場日に	略																																																					
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	<u>市長</u>																																																					
第8条第2項	<u>市長</u> 及び指定管理者	<u>市長</u>																																																					
第10条	指定管理者	<u>市長</u>																																																					
略																																																							
第4条第1項	指定管理者	<u>委員会</u>																																																					
	<u>委員会</u> の承認を受けて運動広場の	略																																																					
第4条第2項	指定管理者	<u>委員会</u>																																																					
第5条	指定管理者	<u>委員会</u>																																																					
	<u>委員会</u> の承認を受けて休場日に	略																																																					
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	<u>委員会</u>																																																					
第8条第2項	<u>委員会</u> 及び指定管理者	<u>委員会</u>																																																					
第10条	指定管理者	<u>委員会</u>																																																					
略																																																							
<p>(市長による管理における使用料の徴収)</p>	<p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p>																																																						
<p>4 市長は、附則第2項の規定により運動広場の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	<p>4 市長は、附則第2項の規定により<u>委員会</u>が運動広場の管理業務の全部又は一部を行うときは、第13条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>																																																						

(門真市立テニスコート条例の一部改正)

第5条 門真市立テニスコート条例（平成17年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にテニスコートの管理を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 前条の規定により指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(開場時間)</p> <p>第4条 テニスコートの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けてテニスコートの開場時間を変更することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 2px;">略</div> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においてもテニスコートの利用を許可することができる。</p> <p style="text-align: center;">(休場日)</p> <p>第5条 テニスコートの休場日は、12月29日</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 <u>門真市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて<u>委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にテニスコートの管理を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 前条の規定により指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>がとくに必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(開場時間)</p> <p>第4条 テニスコートの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けてテニスコートの開場時間を変更することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 2px;">略</div> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においてもテニスコートの利用を許可することができる。</p> <p style="text-align: center;">(休場日)</p> <p>第5条 テニスコートの休場日は、12月29日</p>

改正後	改正前
<p>から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>	<p>から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>
<p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p>
<p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>市長</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>委員会</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則<u>又は教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(<u>市長による管理の特例</u>)</p>	<p>(<u>委員会による管理の特例</u>)</p>
<p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者がテニスコートの管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、又はテニスコートの管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p>	<p>2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者がテニスコートの管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、又はテニスコートの管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p>
<p>3 第4条から第8条までの規定は、前項に</p>	<p>3 第4条から第8条までの規定は、前項に</p>

改正後		改正前	
規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第4条第1項	指定管理者 市長の承認を受けてテニスコートの	市長	略
第4条第2項	指定管理者	市長	略
第5条	指定管理者 市長の承認を受けて休場日に	市長	略
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	市長	略
第8条第2項	市長及び指定管理者	市長	略
(市長による管理における使用料の徴収)		(委員会による管理における使用料の徴収)	
4	市長は、附則第2項の規定によりテニスコートの管理業務の全部又は一部を行うときは、第11条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。	4	市長は、附則第2項の規定により委員会がテニスコートの管理業務の全部又は一部を行うときは、第11条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

(門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正)

第6条 門真市立旧第六中学校運動広場条例（平成23年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用の許可)		(使用の許可)	
第2条	運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。	第2条	運動広場を使用しようとする者は、あらかじめ <u>門真市教育委員会</u> （以下「 <u>委員会</u> 」という。）の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

改正後	改正前
<p>2 <u>市長</u>は、運動広場の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>	<p>するときも同様とする。 2 <u>委員会</u>は、運動広場の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは<u>教育委員会規則</u>又は使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、<u>市長</u>はその責めを負わない。</p>	<p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、<u>委員会</u>はその責めを負わない。</p>
<p>(特別設備等の設置)</p> <p>第9条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。この場合において、<u>市長</u>は、運動広場の管理運営上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用者に対して運動広場の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>(特別設備等の設置)</p> <p>第9条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。この場合において、<u>委員会</u>は、運動広場の管理運営上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、使用者に対して運動広場の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p>

改正後	改正前
第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(門真市立門真市民プラザ条例の一部改正)

第7条 門真市立門真市民プラザ条例(平成24年門真市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にプラザ(門真市立図書館門真市民プラザ分館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。)の管理を行わせることができる。	(指定管理者による管理) 第4条 <u>門真市教育委員会</u> (以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にプラザ(門真市立図書館門真市民プラザ分館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。)の管理を行わせることができる。
(指定管理者が行う業務の範囲) 第5条 前条の規定により指定管理者に指定管理施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務	(指定管理者が行う業務の範囲) 第5条 前条の規定により指定管理者に指定管理施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が特に必要と認める業務
(開館時間) 第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。	(開館時間) 第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>委員会</u> の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。
(休館日)	(休館日)

改正後	改正前
<p>第9条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(利用者の資格)</p>	<p>第9条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(利用者の資格)</p>
<p>第10条 センターを利用できるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当と認めるもの</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>第10条 センターを利用できるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が適当と認めるもの</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>
<p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>市長</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>(開館時間)</p>	<p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>委員会</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>(開館時間)</p>
<p>第21条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p>	<p>第21条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p>

改正後	改正前
<p>第22条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(事業)</p>	<p>第22条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(事業)</p>
<p>第25条 体育館は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認める事業</p> <p>(開館時間)</p>	<p>第25条 体育館は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める事業</p> <p>(開館時間)</p>
<p>第26条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて体育館の開館時間を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても体育館の利用を許可することができる。</p> <p>(休館日)</p>	<p>第26条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて体育館の開館時間を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても体育館の利用を許可することができる。</p> <p>(休館日)</p>
<p>第27条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(事業)</p>	<p>第27条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(事業)</p>
<p>第30条 グラウンドは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第30条 グラウンドは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認める事業</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める事業</p>
<p>(開場時間)</p>	<p>(開場時間)</p>
<p>第31条 グラウンドの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けてグラウンドの開場時間を変更することができる。</p>	<p>第31条 グラウンドの開場時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けてグラウンドの開場時間を変更することができる。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においてもグラウンドの利用を許可することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開場時間外においてもグラウンドの利用を許可することができる。</p>
<p>(休場日)</p>	<p>(休場日)</p>
<p>第32条 グラウンドの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>	<p>第32条 グラウンドの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休場日に開場し、又は臨時に休場することができる。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則<u>又は教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p style="text-align: center;">附 則 (市長による管理の特例)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (委員会による管理の特例)</p>
<p>3 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が指定管理施設の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p>	<p>3 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が指定管理施設の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p>
<p>(1) 略 (2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>(1) 略 (2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>

改正後			改正前		
(3) 略 (指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)			(3) 略 (指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)		
4 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条、第16条第2項、第21条、第22条、第26条、第27条、第31条及び第32条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			4 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条、第16条第2項、第21条、第22条、第26条、第27条、第31条及び第32条の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第8条	指定管理者	市長	第8条	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けてセンターの	略		委員会の承認を受けてセンターの	略
第9条	指定管理者	市長	第9条	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けて休館日に	略		委員会の承認を受けて休館日に	略
第11条、第12条、第13条第1項	指定管理者	市長	第11条、第12条、第13条第1項	指定管理者	委員会
第13条第2項	市長及び指定管理者	市長	第13条第2項	委員会及び指定管理者	委員会
第15条	指定管理者	市長	第15条	指定管理者	委員会
略			略		
第21条	指定管理者	市長	第21条	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けてセンターの	略		委員会の承認を受けてセンターの	略
第22条	指定管理者	市長	第22条	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けて休館日に	略		委員会の承認を受けて休館日に	略
第26条第1項	指定管理者	市長	第26条第1項	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けて体育館の	略		委員会の承認を受けて体育館の	略
第26条第2項	指定管理者	市長	第26条第2項	指定管理者	委員会

改正後			改正前		
第27条	指定管理者	市長	第27条	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けて休館日に	略		委員会の承認を受けて休館日に	略
第31条第1項	指定管理者	市長	第31条第1項	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けてグラウンドの	略		委員会の承認を受けてグラウンドの	略
第31条第2項	指定管理者	市長	第31条第2項	指定管理者	委員会
第32条	指定管理者	市長	第32条	指定管理者	委員会
	市長の承認を受けて休場日に	略		委員会の承認を受けて休場日に	略
<p>(市長による管理における使用料の徴収)</p> <p>5 市長は、附則第3項の規定により指定管理施設の管理業務の全部又は一部を行うときは、第18条（第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第3項後段（第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>			<p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>5 市長は、附則第3項の規定により委員会が指定管理施設の管理業務の全部又は一部を行うときは、第18条（第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第3項後段（第23条、第28条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>		

(門真市立公民館条例の一部改正)

第8条 門真市立公民館条例（平成27年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせることができる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>門真市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 前条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認める業務</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 前条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める業務</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて公民館の開館時間を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても公民館の利用を許可することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて公民館の開館時間を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても公民館の利用を許可することができる。</p>
<p>(休館日)</p> <p>第6条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p>

改正後	改正前												
<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>市長</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>委員会</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>												
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>												
<p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>												
<p style="text-align: center;">附 則 <u>(市長による管理の特例)</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 <u>(委員会による管理の特例)</u></p>												
<p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が公民館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p>	<p>2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が公民館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p>												
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>												
<p>(2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は公民館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>(2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は公民館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>												
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>												
<p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p>	<p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p>												
<p>3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5条第1項</td> <td style="width: 55%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の承認を受けて公民館の</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第5条第1項	指定管理者	市長		市長の承認を受けて公民館の	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5条第1項</td> <td style="width: 55%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員会の承認を受けて公民館の</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第5条第1項	指定管理者	委員会		委員会の承認を受けて公民館の	略
第5条第1項	指定管理者	市長											
	市長の承認を受けて公民館の	略											
第5条第1項	指定管理者	委員会											
	委員会の承認を受けて公民館の	略											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5条第2項</td> <td style="width: 55%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第5条第2項	指定管理者	市長				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5条第2項</td> <td style="width: 55%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第5条第2項	指定管理者	委員会			
第5条第2項	指定管理者	市長											
第5条第2項	指定管理者	委員会											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第6条</td> <td style="width: 55%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の承認を受けて休館日に</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第6条	指定管理者	市長		市長の承認を受けて休館日に	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第6条</td> <td style="width: 55%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員会の承認を受けて休館日に</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第6条	指定管理者	委員会		委員会の承認を受けて休館日に	略
第6条	指定管理者	市長											
	市長の承認を受けて休館日に	略											
第6条	指定管理者	委員会											
	委員会の承認を受けて休館日に	略											

改正後			改正前		
第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	市長	第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	委員会
第9条第2項	市長及び指定管理者	市長	第9条第2項	委員会及び指定管理者	委員会
第11条	指定管理者	市長	第11条	指定管理者	委員会
略			略		
(市長による管理における使用料の徴収)			(委員会による管理における使用料の徴収)		
4 市長は、附則第2項の規定により公民館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。			4 市長は、附則第2項の規定により委員会が公民館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。		

(門真市立文化会館条例の一部改正)

第9条 門真市立文化会館条例(平成27年門真市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第3条 <u>市長</u> は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>市長</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。	(指定管理者による管理) 第3条 <u>門真市教育委員会(以下「委員会」という。)</u> は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって <u>委員会</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。
(指定管理者が行う業務の範囲) 第4条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が特に必要と認める業務 (開館時間)	(指定管理者が行う業務の範囲) 第4条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が特に必要と認める業務 (開館時間)

改正後	改正前
<p>第5条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて会館の開館時間を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても会館の利用を許可することができる。</p> <p>(休館日)</p>	<p>第5条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて会館の開館時間を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても会館の利用を許可することができる。</p> <p>(休館日)</p>
<p>第6条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>第6条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>
<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>市長</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>(委任)</p>	<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>委員会</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p>	<p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前																																										
(市長による管理の特例)	(委員会による管理の特例)																																										
<p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5条第1項</td> <td style="width: 55%;">指定管理者 市長の承認を受けて会館の</td> <td style="width: 30%;">市長 略</td> </tr> <tr> <td>第5条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第6条</td> <td>指定管理者 市長の承認を受けて休館日に</td> <td>市長 略</td> </tr> <tr> <td>第7条、第8条、第9条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第9条第2項</td> <td>市長及び指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(市長による管理における使用料の徴収)</p>	第5条第1項	指定管理者 市長の承認を受けて会館の	市長 略	第5条第2項	指定管理者	市長	第6条	指定管理者 市長の承認を受けて休館日に	市長 略	第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	市長	第9条第2項	市長及び指定管理者	市長	第11条	指定管理者	市長	略			<p>2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が会館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消し、又は会館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5条第1項</td> <td style="width: 55%;">指定管理者 委員会の承認を受けて会館の</td> <td style="width: 30%;">委員会 略</td> </tr> <tr> <td>第5条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第6条</td> <td>指定管理者 委員会の承認を受けて休館日に</td> <td>委員会 略</td> </tr> <tr> <td>第7条、第8条、第9条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第9条第2項</td> <td>委員会及び指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p>	第5条第1項	指定管理者 委員会の承認を受けて会館の	委員会 略	第5条第2項	指定管理者	委員会	第6条	指定管理者 委員会の承認を受けて休館日に	委員会 略	第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	委員会	第9条第2項	委員会及び指定管理者	委員会	第11条	指定管理者	委員会	略		
第5条第1項	指定管理者 市長の承認を受けて会館の	市長 略																																									
第5条第2項	指定管理者	市長																																									
第6条	指定管理者 市長の承認を受けて休館日に	市長 略																																									
第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	市長																																									
第9条第2項	市長及び指定管理者	市長																																									
第11条	指定管理者	市長																																									
略																																											
第5条第1項	指定管理者 委員会の承認を受けて会館の	委員会 略																																									
第5条第2項	指定管理者	委員会																																									
第6条	指定管理者 委員会の承認を受けて休館日に	委員会 略																																									
第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	委員会																																									
第9条第2項	委員会及び指定管理者	委員会																																									
第11条	指定管理者	委員会																																									
略																																											
4 市長は、附則第2項の規定により会館の	4 市長は、附則第2項の規定により <u>委員会</u>																																										

改正後	改正前
管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。	<u>が</u> 会館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

(門真市立総合体育館条例の一部改正)

第10条 門真市立総合体育館条例(平成28年門真市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第2条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて <u>市長</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に総合体育館の管理を行わせることができる。	(指定管理者による管理) 第2条 <u>門真市教育委員会</u> (以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて <u>委員会</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に総合体育館の管理を行わせることができる。
(指定管理者が行う業務の範囲) 第3条 前条の規定により指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が特に必要と認める業務	(指定管理者が行う業務の範囲) 第3条 前条の規定により指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>委員会</u> が特に必要と認める業務
(開館時間) 第4条 総合体育館(駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>市長</u> の承認を受けて総合体育館の開館時間を変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>規則</u> で定める特別な理由があるときは、指定管理者は、	(開館時間) 第4条 総合体育館(駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、 <u>委員会</u> の承認を受けて総合体育館の開館時間を変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会規則</u> で定める特別な理由があるときは、指定

改正後	改正前
<p>同項に規定する開館時間外においても総合体育館の利用を許可することができる。</p> <p>(休館日)</p>	<p>管理者は、同項に規定する開館時間外においても総合体育館の利用を許可することができる。</p> <p>(休館日)</p>
<p>第5条 総合体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p>	<p>第5条 総合体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>委員会</u>の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</p>
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>市長</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又は利用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、<u>委員会</u>及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>附 則 (<u>市長による管理の特例</u>)</p> <p>3 <u>市長</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が総合体育館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市長</u>が指定管理者の指定を取り消し、</p>	<p>附 則 (<u>委員会による管理の特例</u>)</p> <p>3 <u>委員会</u>は、次に掲げる事由により指定管理者が総合体育館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>委員会</u>が指定管理者の指定を取り消</p>

改正後	改正前																																																						
<p>又は総合体育館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>4 第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第4条第1項</td> <td style="width: 50%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の承認を受けて総合体育館の</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の承認を受けて休館日に</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第6条、第7条、第8条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第8条第2項</td> <td>市長及び指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>第10条、第11条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(市長による管理における使用料の徴収)</p> <p>5 市長は、附則第3項の規定により総合体育館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	第4条第1項	指定管理者	市長		市長の承認を受けて総合体育館の	略	第4条第2項	指定管理者	市長	第5条	指定管理者	市長		市長の承認を受けて休館日に	略	第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	市長	第8条第2項	市長及び指定管理者	市長	第10条、第11条	指定管理者	市長	略			<p>し、又は総合体育館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)</p> <p>4 第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第4条第1項</td> <td style="width: 50%;">指定管理者</td> <td style="width: 30%;">委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員会の承認を受けて総合体育館の</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4条第2項</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員会の承認を受けて休館日に</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第6条、第7条、第8条第1項</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第8条第2項</td> <td>委員会及び指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td>第10条、第11条</td> <td>指定管理者</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(委員会による管理における使用料の徴収)</p> <p>5 市長は、附則第3項の規定により委員会が総合体育館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。</p>	第4条第1項	指定管理者	委員会		委員会の承認を受けて総合体育館の	略	第4条第2項	指定管理者	委員会	第5条	指定管理者	委員会		委員会の承認を受けて休館日に	略	第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会	第8条第2項	委員会及び指定管理者	委員会	第10条、第11条	指定管理者	委員会	略		
第4条第1項	指定管理者	市長																																																					
	市長の承認を受けて総合体育館の	略																																																					
第4条第2項	指定管理者	市長																																																					
第5条	指定管理者	市長																																																					
	市長の承認を受けて休館日に	略																																																					
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	市長																																																					
第8条第2項	市長及び指定管理者	市長																																																					
第10条、第11条	指定管理者	市長																																																					
略																																																							
第4条第1項	指定管理者	委員会																																																					
	委員会の承認を受けて総合体育館の	略																																																					
第4条第2項	指定管理者	委員会																																																					
第5条	指定管理者	委員会																																																					
	委員会の承認を受けて休館日に	略																																																					
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	委員会																																																					
第8条第2項	委員会及び指定管理者	委員会																																																					
第10条、第11条	指定管理者	委員会																																																					
略																																																							

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

議案第9号

門真市立文化会館条例の廃止の申出について

門真市立文化会館条例（平成27年門真市条例第3号）の廃止を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立文化会館を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市立文化会館条例を廃止する条例

門真市立文化会館条例（平成27年門真市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

令和元年度教育費補正予算の見積り申出について

令和元年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和元年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 8,151	千円 237,372	千円 245,523	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	千円 237,372	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 【GIGAスクール構想推進事業】 千円 237,372

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育債	千円 79,600	千円 252,300	千円 331,900	学校教育施設等整備事業債	千円 252,300	校内LAN環境整備事業債 【GIGAスクール構想推進事業】 千円 252,300

歳出

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
事務局費	千円 377,101	千円 492,264	千円 869,365	役務費	千円 481	○学校施設・設備の充実
				委託料	491,783	G I G Aスクール構 想推進事業 492,264 役務費 通信運搬費 481 委託料 各種業務委託料 (資産) 校内L A N環境 整備業務委託料 491,783

債務負担行為

廃止

事 項	期 間	限 度 額
旧第一中学校跡地整備活用事業者選定仕様書作成支援業務委託	令和2年度	千円 879

繰越明許費

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	G I G A ス ク ー ル 構 想 推 進 事 業	千円 492,264

地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 方 法
学 校 教 育 施 設 等 整 備	190,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ3 0年以内に半年賦及 び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金 均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換え することができる。	442,500	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ3 0年以内に半年賦及 び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金 均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換え することができる。
計	190,200				442,500			

議案第11号

令和2年度教育費当初予算の見積り申出について

令和2年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和2年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項	目	令和2年度	平成31年度	説明
1.	負担金	2,899	2,375	
	(1)教育費負担金	2,899	2,375	・日本スポーツ振興センター個人負担金
2.	使用料	5,153	4,983	
	(1)教育使用料	5,153	4,983	・幼稚園使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料
3.	国庫負担金	74,005	0	
	(1)教育費国庫負担金	74,005	0	・子育てのための施設等利用給付費交付金
4.	国庫補助金	94,637	98,745	
	(1)総務費国庫補助金	0	16,540	
	(2)教育費国庫補助金	94,637	82,205	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・二島小学校大規模改造事業交付金 ・門真小学校大規模改造事業交付金 ・東小学校大規模改造事業交付金 ・第三中学校大規模改造事業交付金 ・第七中学校大規模改造事業交付金 ・切れ目ない支援体制整備充実事業補助金
5.	府負担金	37,002	0	
	(1)教育費府負担金	37,002	0	・子育てのための施設等利用給付費交付金
6.	府補助金	5,975	31,152	
	(1)民生費府補助金	0	3,559	
	(2)教育費府補助金	5,975	27,593	・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金
7.	基金繰入金	26,523	73,231	
	(1)まちづくり整備基金繰入金	26,523	8,412	・まちづくり整備基金繰入金
	(2)教育振興基金繰入金	0	64,819	
8.	諸収入	30	30	
	(1)日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入	30	30	・貸付金戻入
9.	雑入	33,615	30,328	
				・コピー使用料 ・市施設光熱水費等徴収金 ・旧第六中学校グラウンド照明施設電気代徴収金 ・幼稚園実習生謝礼金 ・給食用廃油売却代金

	(1)雑入	33,615	30,328	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償保険金 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・給食棟設備等使用料 ・幼稚園バス借上料個人負担金 ・淀川公園グラウンド使用料個人負担金 ・プール入場引換券売払代金 ・スポーツ振興くじ助成金
10.	市債	366,300	182,300	
	(1)教育債	366,300	182,300	<ul style="list-style-type: none"> ・二島小学校トイレ改修事業債 ・第七中学校屋外階段整備事業債 ・門真小学校トイレ改修事業債 ・門真小学校給食棟整備事業債 ・東小学校トイレ改修事業債 ・第七中学校トイレ改修事業債 ・第三中学校トイレ改修事業債
合 計		646,139	423,144	(対前年度比 222,995)

歳 出
款 教育費

単位 千円

項	目	令和2年度	平成31年度	説 明
1.	教育総務費	826,613	877,613	
	(1) 教育委員会費	6,495	6,515	・委員会定例会等事務
	(2) 事務局費	392,816	377,101	・幼児教育推進事業 ・第2期教育振興基本計画策定事業 ・学校適正配置推進事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・職員労働安全衛生事業
	(3) 教育振興費	381,241	342,958	・就学援助事業 ・奨学金事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・教職員研修事業 ・学力調査推進事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・特別支援教育推進・看護師配置事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・中学生放課後学習支援Kadoma塾事業 ・学校図書館司書配置事業 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 ・英語指導員配置事業 ・教育課程事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業
	(4) 人権教育推進費	8,348	9,243	・人権教育推進支援事業 ・人権教育推進事業（府研究指定）
	(5) 教育センター費	37,713	141,796	・適応指導教室等運営事業 ・教職員研修事業 ・教育のICT環境整備事業
2.	小学校費	971,622	941,110	
	(1) 学校管理費	971,622	941,110	・学校安全推進事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・学校保健事業 ・小学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業

			<ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・小学校運動場芝生化事業 ・学校予算配当事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
3. 中学校費	584,661	395,171	
(1) 学校管理費	521,565	332,075	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・学校保健事業 ・中学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
(2) 学校建設費	63,096	63,096	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 幼稚園費	218,628	302,482	
(1) 幼稚園管理費	64,234	115,261	・公立幼稚園運営事業
(2) 教育振興費	154,394	187,221	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食費補助事業 ・子育てのための施設等利用給付事業
5. 社会教育費	459,727	412,887	
(1) 社会教育総務費	153,088	125,813	<ul style="list-style-type: none"> ・識字・日本語教室実施事業 ・(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業 ・社会教育振興事業 ・社会環境の整備事業 ・文化施設予約システム運用事業 ・社会教育活動促進事業 ・歴史資料館運営事業
(2) 青少年費	14,661	21,482	<ul style="list-style-type: none"> ・「まなび舎Kids」事業 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・子どもの安全見守り事業 ・青少年社会環境整備事業 ・成人祭事業 ・小学生の主張事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・学校支援地域本部事業
(3) 社会教育施設費	21,655	18,169	・市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	20,479	20,239	・公民館運営事業
(5) 図書館費	144,332	122,810	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営事業 ・図書館市民プラザ分館運営事業 ・子ども読書活動推進啓発事業
(6) 市民プラザ費	105,512	104,374	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザ運営事業 ・生涯学習センター運営事業

6. 保健体育費	468,686	433,013	
(1) 保健体育総務費	385,065	350,191	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・校区体育祭補助事業 ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・東和薬品RACTABドームプール補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・スポーツ・レクリエーション事業 ・東京2020オリンピック聖火リレー事業
(2) 体育施設費	83,620	82,718	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・総合体育館運営管理事業 ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校運動場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業
(3) 市民プラザ費	1	104	・市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業
合 計	3,529,937	3,362,276	(対前年度比 167,661)

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共施設予約システム運用事業（２）	令和２年度 ～ 令和７年度	千円 50,780
英語教育活動派遣業務委託（８）	令和２年度 ～ 令和３年度	13,860
公立幼稚園及び認定こども園通園バス運行管理業務委託	令和３年度 ～ 令和５年度	8,898
（仮称）市立生涯学習複合施設基本設計業務委託	令和２年度 ～ 令和３年度	66,358
海外派遣研修業務委託（９）	令和２年度 ～ 令和３年度	5,399
図書館システム業務委託（４）	令和３年度 ～ 令和７年度	47,855
学校給食調理業務委託（２３）	令和２年度 ～ 令和５年度	448,539

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
学校教育施設等整備	千円 366,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地方公共団体 金融機構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
計	366,300				

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和2年度当初教職員数の見通し等について
2	門真市公立園最適化基本方針（素案）に係るパブリックコメントの実施について

